

平成30年度不服申立て処理状況

不服申立内容	不服申立ての種類	処分類型	裁決内容	根拠法令	処理状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京丹後市が行った平成30年5月15日付け市税延滞金減免不承認決定通知書に係る審査請求(0総務第1496号) ・ 京丹後市が行った平成30年5月15日付け市税延滞金減免不承認決定通知書に係る審査請求(0総務第1516号) ・ 京丹後市が行った平成30年5月15日付け市税延滞金減免不承認決定通知書に係る審査請求(0総務第1517号) 	処分に係る審査請求	減免処分	認容	地方税法(昭和25年法律第226号)・京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)・京丹後市市税等延滞金減免規則(平成19年京丹後市規則第16号)	不服申立日	平成30年 8月 7日
					諮問日	—
					答申日	—
					裁決日	平成31年 2月 1日
					処理期間	7箇月

※ 諮問日及び答申日は、行政不服審査法第43条の規定により、京丹後市行政不服審査会へ不服申立てに係る諮問を行った経過です。